

参考 1

平成 23 年度愛知県食品表示ウォッチャーによるモニタリング結果（第 3 回）について

本県では、愛知県食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）に、年 3 回の食品表示に関する定期報告をお願いしています。このたび平成 23 年度第 3 回分の報告があり、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

1 報告の概要

(1) ウォッチャー数

197 名（女性：160 名、男性：37 名）

(2) 実施期間

平成 24 年 2 月 1 日（水）～ 2 月 29 日（水）

(3) 店舗数

309 店舗（延べ 391 店舗）

- ・スーパー等 288 店舗（延べ 368 店舗）
- ・専門店（青果物、水産物、畜産物等） 21 店舗（延べ 23 店舗）

(4) 品目別内訳

- ・青果物（野菜、果実） 361 件
- ・畜産物 326 件
- ・水産物 303 件
- ・米穀 225 件
- ・加工食品（弁当、菓子類等） 128 件

(5) 内容

モニタリング店舗のうち、98.1%で適正または概ね適正な表示が行われていたとの結果でした。

評価 (各店舗における適正な表示割合の目安)	モニタリング店舗数・割合		
	23年度第3回	23年度第2回	23年度第1回
A：適正な表示	266 (86.1%)	272 (87.7%)	234 (86.0%)
B：概ね適正な表示	37 (12.0%)	33 (10.7%)	30 (11.0%)
小計 (適正または概ね適正な表示が行われていた店舗)	303 (98.1%)	305 (98.4%)	264 (97.0%)
C：表示の欠落等が目立つ	1 (0.3%)	4 (1.3%)	7 (2.6%)
D：大部分が欠落等となっている	5 (1.6%)	1 (0.3%)	1 (0.4%)
計	309 (100%)	310 (100%)	272 (100%)

(6) 商品に表示の欠落等が見られると報告のあった主な例

- 【青果物】
- ・パイナップルに産地表示がなかった。
 - ・トマトに「長野県産等」と不適切な原産地表示がされていた。
 - ・見切り品の果物・野菜に産地、名称表示がなかった。

- 【水産物】・生かき加熱用に産地表示がなかった。
- 【加工食品】・寿司、弁当に米の産地表示がなかった。
- ・太白ちりめん加工食品の一括表示がなかった。
- ・お好み焼きの原材料にソース、青のりの記載がされていない。
- ・ドライフルーツの内、店内で小分け包装されたものに保存方法の表示がなかった。

(7) 報告に併せて寄せられた主な意見・要望

- ・ポップにまで産地名が書かれてあるものが多数あり、分かりやすかった。
- ・箱に表示されており一部見にくいところもあったが、店員が各売場にいるので聞いて確認している。
- ・加工食品の添加物の表示が適正にされていることは良いが、余りにぎっしりと書かれていて当然文字も小さくなり読み取るのが大変である。
- ・野菜の産地の表示が二つの県を一緒にして販売している場合、どちらの県の物が分からないので県別で販売してほしい。
- ・表示をよく観察する習慣がついて良質なものを選択できるようになり、大変勉強になった。

2 県の対応状況

ウォッチャーから、表示の欠落等が見られたとの報告が43店舗(前表B、C、D)についてありました。そのうち県が調査を行った33店舗について調査を行った結果、18店舗で表示欠落等が見られたため、改善指導を行いました。

内 容	店 舗 数		
	23年第3回	23年第2回	23年第1回
ウォッチャーが観察した結果、適正な表示が行われていた店舗	266	272	234
ウォッチャーが観察した結果、表示の欠落等が見られた店舗	43	38	38
ウォッチャーからの報告に基づき県が調査を行った店舗	33	26	33
ウォッチャーからの報告どおり表示欠落等が見られたため指導を行った店舗	18	22	21
調査時点では適正に表示されていた店舗	15	4	12
調査時点においてすでに廃業していた店舗	0	0	0
国等へ情報回付した店舗	10	12	5
計	309	310	272

複数の県にわたり広域的に業務を行っている店舗の指導は、国が行うことになっています。また、他法令（JAS法以外）に抵触する可能性があるものについては、関係機関へ情報提供しております。

参考2

愛知県食品表示ウォッチャーの概要

1 目的

愛知県食品表示ウォッチャーは、消費者の方に日常の買物の中で食品表示を観察していただき、これを通じて食品表示の適正化を図ることを目的として設置した。

2 ウォッチャーの職務

(1) 食品表示状況の観察

愛知県内のみで店舗展開されている食品販売店を中心に、食品表示の状況を日常の買物の中で観察していただくとともに、その状況を年3回(6月、10月、2月ごとの月末まで)1回1店舗以上を報告。

(2) 不適切な食品表示の通報

違反の疑いのある不適切な食品表示の事例や情報を入手した場合には、速やかに報告。

3 ウォッチャーの依頼期間

1年間(研修を受講した日(平成23年5月30日、6月2日、3日、7日、8日のいずれかの日)から平成24年3月31日まで)

4 ウォッチャー設置数

(1) 設置人数

200名(女性:163名、男性37名)

(2) 地域別内訳

・名古屋市	54名	尾張地域	46名	海部地域	12名
・知多地域	18名	西三河地域	28名	豊田加茂地域	16名
・新城設楽地域	6名	東三河地域	20名		

(3) ウォッチャーの年齢構成

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
5名 (2.5%)	20名 (10.0%)	49名 (24.5%)	48名 (24.0%)	64名 (32.0%)	13名 (6.5%)	1名 (0.5%)	200名 (100%)

(平均年齢 54.06歳)